

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター指定管理者募集要項

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター（以下、「センター」という。）の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター

(2) 所在地

千葉市稲毛区天台6丁目5番1号

(3) 施設の沿革、役割等

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の普及を図ることにより、障害のある人の自立及び社会参加の促進に資する。

(4) 施設概要

設置年月日 昭和60年6月10日

構造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

敷地面積 5,897.5㎡

延床面積 1,496.0㎡（体育室 748㎡、教養文化室 49㎡、
多目的室 68㎡、音楽室 48㎡、事務室 35㎡、
ホール 317㎡、他）

(5) 開館時間及び休館日等

開館時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

休館日は月曜日（その日が休日にあたる場合は、その翌日）と12月29日から1月3日まで。

(6) 施設利用者数（障害のある人・介助者等を含む。） 単位：人

	元年度	2年度	3年度	4年度
体育室	23,524	9,095	12,762	16,678
多目的室	9,972	2,883	3,829	6,985
音楽室	6,847	1,656	2,129	4,033
教養文化室	7,783	1,509	1,886	3,329
計	48,126	15,143	20,606	31,025

※令和元年度～4年度までの平均稼働率：体育室 87%、多目的室 59%、
音楽室 34%、教養文化室 27%

※令和4年度の障害者団体の利用率：97%

(7) 収支状況

令和元年度～令和4年度の状況 別記1のとおり

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 各種事業に関すること
- (3) 施設の維持管理に関すること
- (4) 調査研究に関すること
- (5) その他センター設置の目的を達成するために必要な業務

※詳細は、「別記2 管理業務仕様書」によります。

3 業務の基準

- (1) センターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。
千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター管理規則その他関係法令等の規定を順守し、適正にセンターの管理運営に努めること。
なお、指定管理者がセンターの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。
- (2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、センターの施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業はセンターの設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。
- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。
- (4) センターの管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) センターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）
- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者は、センターの管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイド

ライン」に基づき適正に取り扱うこと。

(8) 指定管理者が行うセンターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

(9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。

(11) 消防法令の規定により、防火管理者の配置及び所定の手続き等を行うこと。

(12) 指定管理者が行う業務の詳細については、センター管理業務仕様書（別記2）によること。

(13) 留意事項

① 事務室（35㎡）については、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会と区分し、概ねその1/2の使用面積となります。また、コピー機等の機器の使用については、同協会と別途協議を願います。

② 自動販売機に係る行政財産の使用許可等に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれません。

③ 指定管理者は、現在以下のとおり加入している「賠償責任保険」の補償額以上の保険及び火災保険に加入すること。

【賠償責任保険】

対人賠償	1事故につき	7億円
	1名につき	1億円
対物賠償	1事故につき	200万円

(14) 施設管理に関するリスク管理と業務の役割

① 施設（建物、機械設備等）の保守点検、維持管理（清掃等）、安全衛生管理、小規模修繕（10万円以下）は、指定管理者の責任で行うこと。

② 事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断する。

③ 指定管理者は、施設又は施設利用者に被災等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県に報告しなければならない。

④ センターの運営に係る、利用者からの苦情、不満、トラブルに対しては、指定管理者が行う。

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないときとは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（2）グループ応募

センターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。

この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。
また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- （1）指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）

(2) 事業計画書（様式第1号）

事業計画書に、管理運営の基本方針、管理運営実施計画、利用者サービスの向上、管理運営コスト縮減の取組み、実施体制、収支計画（様式第1号の2、2の2、2の3、3、4）、職員の配置及び育成、類似施設の運営実績（又は今後予定している指定管理者業務）、地域への貢献などが記載されるよう、書式を定めること。

(3) 関係書類

- ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
- ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）
 - ・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）
 - ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）
- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第2号）。
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

センターの利用に係る料金については、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6条）に基づき使用前に徴収し、徴収した使用料は、千葉県財務規則に基づき千葉県に

納入していただきます。この場合、別途地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により徴収委託契約を結んでいただきますが、徴収委託に係る経費は、指定管理者の委託額に含まれます。

センターの管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、5年間の総額が以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。（令和6年度は途中で稼働する（試運転含む）空調設備の電気料金を考慮した参考金額としています。なお、空調設備の工事完了時期により、電気使用量の増減が生じることから、電気料金については別途、協議する場合があります。おつて、7年度以降は通年で稼働する予定です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

以上のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表（別記3）のとおりとします。

（参考金額）5年間の総額：163,100千円（消費税10%込）

令和6年度 28,700千円（消費税10%込）

令和7年度 33,600千円（ 〃 ）

令和8年度 33,600千円（ 〃 ）

令和9年度 33,600千円（ 〃 ）

令和10年度 33,600千円（ 〃 ）

（2）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

体育室は、令和6年4月頃から令和7年2月頃まで（予定）空調設備設置工事のため、使用できない期間があります。また、工事に伴い、駐車場が一部使用不能となります。

なお、新たに空調設備及び電気設備（自家用電気工作物）、付帯設備の保守管理・保安業務が必要となるので注意してください。

（3）運営上の課題

主たる利用者が障害を持っているという事情から、近隣からの利用が多いという現状はありますが、県内には障害のある人に配慮したスポーツ・レクリエーション施設が少ないことから、広域利用拡大に向けた取り組みが必要です。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年7月31日（月）から令和5年8月18日（金）まで
- ② 受付方法 質問書（様式第6号）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-222-5716

E-mail chibasp04@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を8月7日(月)午後5時までにはあらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 令和5年8月9日(水) 10時から2時間程度
- ② 開催場所 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター多目的室
- ③ 連絡先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
TEL 043-223-3483
FAX 043-222-5716
E-mail chibasp04@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課(県庁本庁舎18階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL 043-223-3483
- (2) 提出期間 令和5年9月11日(月)から令和5年9月22日(金)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までには必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに次の審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記6、(3)関係書類、様式第3号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和5年11月上旬頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和5年11月中旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和5年12月に千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年	7月24日(月)	募集要項公表・配布開始
	7月31日(月)	質問事項受付開始
	8月9日(水)	現地説明会
	8月18日(金)	質問事項締切
	9月11日(月)	申請書受付開始
	9月22日(金)	申請書提出期限
	10月上旬～中旬	プレゼンテーション 外部有識者等からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会で候補者の審査・選定、選定団体の公表
	11月上旬	選定結果の公表
	12月	指定管理者の議決（12月定例県議会）
令和6年	1月	指定管理者の指定
	3月	協定書の締結
	3月	管理業務の引継ぎ
	4月～	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類(複写物を含む)は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募(1)⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

【担当】

千葉県環境生活部スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課 近藤 義行
TEL 043-223-3483 FAX 043-222-5716
E-mail chibasp04@mz.pref.chiba.lg.jp